

漁業法第 31 条に基づく特定水産資源の漁獲量等の公表について
(くろまぐろ (小型魚))

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 31 条の規定に基づき、知事管理区分「香川県全体」におけるくろまぐろ (小型魚) の漁獲量等を公表する。

令和 7 年 11 月 17 日

香川県知事 池田 豊人

- 1 漁獲量等の公表を行う管理区分
香川県全体
- 2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合
99.3 パーセント (A/B)
※漁 獲 量 (A) : 0.9925 トン
漁獲可能量 (B) : 1.0 トン